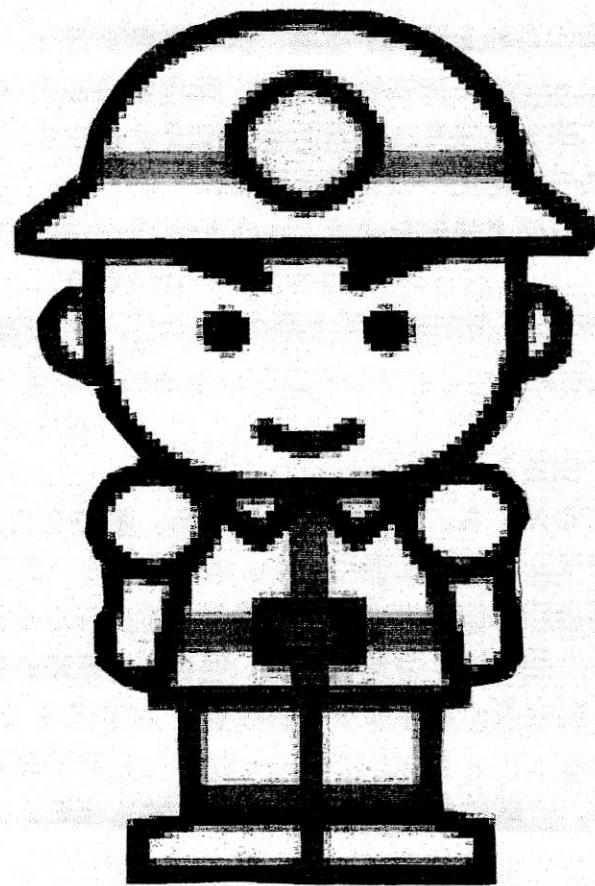


会則



三次市消防団三次方面隊川地分団

連合後援会

三次市消防団川地分団連合後援会会則

(名称)

第1条、三次市消防団川地分団連合後援会（以下、本会）という。

(目的)

第2条、本会は、郷土の防人として組織された、消防団員の責務の重要性を理解し、各部消防後援会と呼応（連携、強調、親睦、絆）しながら、消防団員の活動に助成することを目的とする。

(事業)

第3条、本会は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- ① 団体活動を支援する為の各種助成、協力をする。
- ② 消防行政に関する意見、要請活動を促進する。
- ③ 消防団活動の活性化への促進を図る。
- ④ 後援会活動の拡充強化をする。

(組織)

第4条、本会は、現在の各部消防後援会を母体として、その役員をもって構成する。

(役員)

第5条、本会に、次の役員を置く。

- ※会長1名、副会長1名、事務局兼会計1名、監査2名、理事若干名。
- ※会長、副会長は、理事の互選による。
- ※理事は、各部消防後援会の役員から選任する。
- ※事務局兼会計と監査は、会長が指名し理事会の承認を得る。
- ※三役（会長、副会長、事務局）を設ける。

(役員の任務)

第6条、役員の任務は、一般社会慣例に準じその任務に当る。

(役員の任期)

第7条、役員の任期は、3年とする、但し再任を妨げない。

(会議)

第8条、本会の会議は、次により行う。

- ① 役員会は、1回以上召集する。
- ② 理事会は、必要に応じて召集する。
- ③ 会議の運用は、事務局が進行する。
- ④ 議長は、会長が行う。

(会計)

第9条、本会の運営に要する経費は、分担金、助成金及び寄付金を持って充てる。

(本会の会計年度は、毎年12月1日～翌年11月30日で終る。)

(事務局)

第10条、本会の事務局と会計は、事務局の居宅に置く。

(慶弔)

第11条、本会の弔慰金は、役員の家族（本人、妻、子供）が死亡した場合、役員本人が入院（15日以上）の場合に限り5千円の弔慰金と見舞金を送るものとする。

(見舞)

第12条、本会の災害見舞金は、地区内で発生した家屋火災で全焼の場合、1万円、半焼の場合、5千円の見舞金を送るものとする。

(義援金)

第13条、本会の義援金は、被災状況を確認の上、三役で決め理事（監査を含む）に報告する。但し、有事が有ればこの限りではない。

(雑則)

第14条、この会則に定めなき事項については、三役合議の上で処理し理事（監査を含む）に報告する。

付則

1、 この会則は、平成24年4月1日より施行する。

2、 訂正…追加項目は、平成26年12月1日より施行する。

（目的）第2条訂正。（役員）第5条、三役、役員、監査の追加。

（見舞）第12条追加。（義援金）第13条追加。（雑則）第14条追加。

3、 訂正…追加項目は、平成29年12月2日より施行する。

（慶弔）第11条、役員本人の見舞金を送る。